

会津若松市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領

(平成 23 年 8 月 31 日決裁)

(平成 25 年 9 月 4 日決裁)

(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定による契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定の実施に関しては、会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成23年3月17日決裁）の例による。この場合において、同要領の次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項	会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）第2条第10号	会津若松市上下水道事業契約規程（平成8年会津若松市水道部管理規程第10号）第2条第5号
第4条第4項	会津若松市入札及び契約に係る情報公開要領（平成20年5月30日決裁）	会津若松市上下水道局入札及び契約に係る情報公開要領（平成25年9月4日決裁）
第7条第1項	会津若松市建設工事低入札価格調査委員会	会津若松市上下水道局建設工事低入札価格調査委員会
	工事担当局長	上下水道局長

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成20年1月1日から施行する。

（会津若松市水道部建設工事等発注基準の廃止）

2 会津若松市水道部建設工事等発注基準（平成16年3月31日決裁）は、廃止する。

3 この基準は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る契約から適用する。

4 この基準は、平成 25 年 8 月 16 日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る契約から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市水道部建設工事発注基準は、平成 25 年 10 月 11 日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。